

議案第 11 号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 21 年 3 月 2 日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例（平成 12 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「平成 18 年度から平成 20 年度」を「平成 21 年度から平成 23 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

- 2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第10条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成21 年度から平成23年度までの保険料率は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、43,700円とする。

(審議資料)

平成21年度から平成23年度までの介護保険料率を引き続き過去3カ年と同額に定めるとともに、介護保険法施行令に定める一部の被保険者に保険料率の特例を定めるもの。